西東京都市計画道路区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第1～8号線　総括図〔西東京市決定〕

縮尺一万分の一

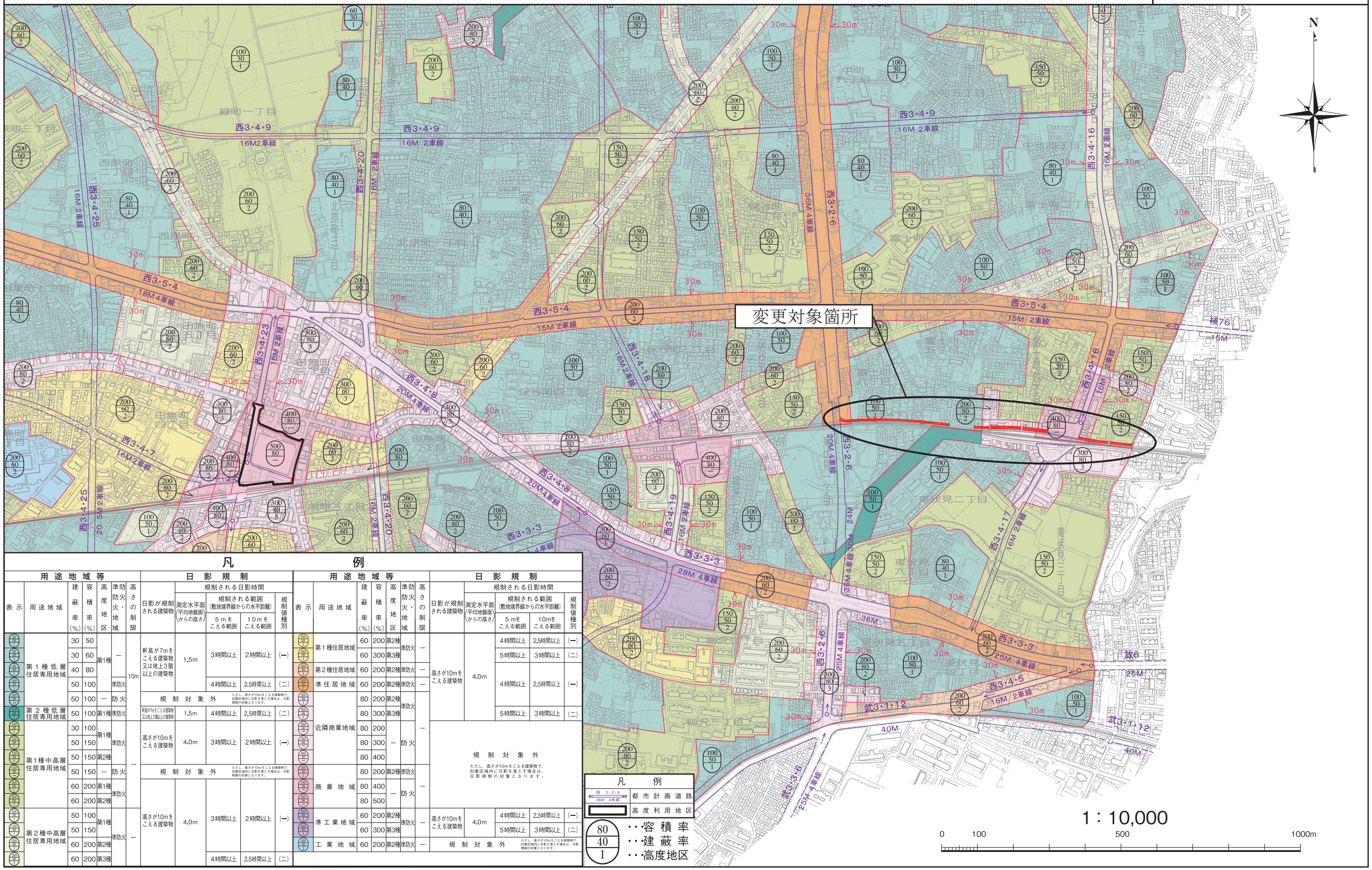

凡　例

用途地域等							日影規制					
表示	用途地域	建蔽率(%)	容積率(%)	高度地区	準防火地域	高さの制限	日影が規制される建築物	規制される日影時間：測定水平面(平均地盤面)からの高さ	規制される範囲(敷地境界線からの水平距離)：5mをこえる範囲	規制される範囲：10mをこえる範囲	規制値種別	
80 40 1	第1種低層住居専用地域	30	50	第1種	—	10m	軒高が7mをこえる建築物又は地上3階以上の建築物	1.5m	3時間以上	2時間以上	(一)	
80 40 1		30	60									
80 40 1		40	80									
80 40 1		50	100		準防火				4時間以上	2.5時間以上	(二)	
200 60 2		50	100	—	防火		規制対象外	ただし、高さが10mをこえる建築物で、対象区域内に日影を落とす場合は、日影規制の対象となります。				
200 60 2	第2種住居専用地域	50	100	第1種	準防火		軒高が7mをこえる建築物又は地上3階以上の建築物	1.5m	4時間以上	2.5時間以上	(二)	
200 80 2	第1種中高層住居専用地域	30	100	第1種	準防火	—	高さが10mをこえる建築物	4.0m	3時間以上	2時間以上	(一)	
200 60 2		50	150									
200 80 2		50	150	第2種								
200 60 2		50	150	—	防火		規制対象外	ただし、高さが10mをこえる建築物で、対象区域内に日影を落とす場合は、日影規制の対象となります。				
200 80 2		60	200	第1種	準防火		高さが10mをこえる建築物	4.0m	3時間以上	2時間以上	(一)	
300 60 3		60	200	第2種								
300 80 3	第2種中高層住居専用地域	50	100	第1種	準防火	—						
300 80 3		50	150									
300 80 3		60	200	第2種								
300 60 3		60	200	第3種					4時間以上	2.5時間以上	(二)	

用途地域等							日影規制					
表示	用途地域	建蔽率(%)	容積率(%)	高度地区	準防火地域	高さの制限	日影が規制される建築物	規制される日影時間：測定水平面(平均地盤面)からの高さ	規制される範囲(敷地境界線からの水平距離)：5mをこえる範囲	規制される範囲：10mをこえる範囲	規制値種別	
200 60 2	第1種住居地域	60	200	第2種	準防火	—	高さが10mをこえる建築物	4.0m	4時間以上	2.5時間以上	(一)	
200 60 2		60	300	第3種					5時間以上	3時間以上	(二)	
200 60 2	第2種住居地域	60	200	第2種	準防火	—			4時間以上	2.5時間以上	(一)	
200 60 2	準住居地域	60	200	第2種	準防火	—						
200 60 2	近隣商業地域	80	200	第2種	準防火	—						
200 60 2		80	300	第3種					5時間以上	3時間以上	(二)	
200 60 2		80	200	—	防火		規制対象外	ただし、高さが10mをこえる建築物で、対象区域内に日影を落とす場合は、日影規制の対象となります。				
200 60 2		80	300									
200 60 2		80	400									
200 60 2	商業地域	80	200	第2種	準防火	—						
200 60 2		80	400	—	防火							
200 60 2		80	500									
200 60 2	準工業地域	60	200	第2種	準防火	—	高さが10mをこえる建築物	4.0m	4時間以上	2.5時間以上	(一)	
200 60 2		60	300	第3種					5時間以上	3時間以上	(二)	
200 60 2	工業地域	60	200	第2種	準防火	—	規制対象外	ただし、高さが10mをこえる建築物で、対象区域内に日影を落とす場合は、日影規制の対象となります。				